

三次市教育委員会告示第 号

学力向上総合対策協議会設置要綱を次のように定める。

平成24年6月4日

三次市教育委員会
委員長 沖 田 稔

学力向上総合対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 三次市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市内の小学校及び中学校における学習指導の内容及び方法に係る実践的な研究を進め、その成果を検証並びに普及することにより、児童生徒の学力向上を図るため、学力向上総合対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、小学校と中学校が連携した地域(小中連携地域)と複数の中学校が連携した地域(中中連携地域)にそれぞれ設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教科指導と生徒指導の両面における指導方法等に係る実践的な研究を行うための研究推進計画の策定
- (2) 学力調査等の分析を行い、指導内容及び指導方法の改善についての研究
- (3) 実践的な研究の成果及び課題、研究推進計画等の検証並びに普及
- (4) 前3号に掲げるもののほか、研究推進のために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、構成員20人以内で組織する。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 三次市立小中学校の校長
- (2) 三次市立小中学校の教職員
- (3) 教育委員会事務局職員
- (4) 家庭教育支援アドバイザー（小中連携地域）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、1年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 構成員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年6月4日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(最初に招集する会議の特例)

- 2 この告示の施行の日以後最初に開催される協議会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。